

議員提案第 17 号

いわゆる離婚後共同親権導入に向けた民法改正について
慎重な制度設計を行うことを求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

飯塚孝子
渋谷明治
倉茂政樹
野村紀子
武田勝利
鈴木映
加藤大弥
宇野耕哉
細野弘康
高橋聡子
深谷成信
小柳聡
小林裕史
野口光晃
青木学
竹内功
石附幸子
小泉仲之
中山均
幸田健太

いわゆる離婚後共同親権導入に向けた民法改正について
慎重な制度設計を行うことを求める意見書

本年3月8日に、離婚後の共同親権の導入を内容とする「家族法制の見直しに関する法案」が国会に提出されました。これまで離婚したら単独親権であったものを、共同で親権が持てるよう改めるものです。

離婚後も父母が適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たすことは望ましいことであり、また、両親と会うことを望む子どもにとってその思いの実現は尊重すべきものです。子どもの利益の実現は重要であると考えます。しかし、今回の民法改正案では様々な不安や課題を指摘する声が上がっています。

改正案では共同親権か単独親権かに合意できない場合は、家庭裁判所の決定に委ねることになります。父母の一方が虐待やDVに及ぶおそれがある場合は、裁判所が単独親権と定めることとしましたが、虐待やDVを見極められず共同親権となった場合、居所指定など被害者が相手から逃げられなくなったり、子どもの進学や医療等で、別居親にも許可を取らなければならなくなるなど、子どもへの虐待やDVが続く懸念があります。

令和2年の全国の離婚調停の申立件数は4万1,037件で、共同親権が導入されれば家庭裁判所の負担はさらに増えることが想定され、日弁連も家庭裁判所の運用改善や体制整備を求めています。

よって、本市議会は下記の事項を実現されるよう要望します。

記

- 1 国民の中にある様々な不安や課題を指摘する声を踏まえ、慎重に制度設計を行うこと。
- 1 法施行後も実態を踏まえた検証や見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月26日

新潟市議会議長
皆川英二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て